

犯罪被害者等支援補助金

(多機関ワンストップサービス体制の構築・運用事業) 交付要綱

(通則)

第1条 多機関ワンストップサービス体制の構築・運用事業に係る犯罪被害者等支援補助金（以下第4条を除き「補助金」という。）の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）の規定によるほか、この要綱の定めるところによる。

(目的)

第2条 補助金は、都道府県が取り組む犯罪被害者等支援に係る多機関ワンストップサービス体制の構築・運用に要する経費に充てるため交付することにより、地方における途切れない支援の提供体制の強化に資することを目的とする。

(交付の対象)

第3条 補助金は、前条の目的を実現するため、実施要領に基づく事業を都道府県が実施するために必要となる経費のうち、補助金交付の対象として警察庁長官（以下「長官」という。）が認める経費について、予算の範囲内で交付する。

(重複交付の禁止)

第4条 本事業の対象経費と重複して、各府省庁が所管する補助金等の交付を受けてはならない。

(交付額の算定方法)

第5条 補助金の交付額は、都道府県知事からの申請内容を踏まえ、予算の範囲内で本事業を実施するために真に必要となる経費について、対象費目の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額に補助率を乗じた額と基準額を比較して、少ない方の額とする。ただし、算出された額に千円未満の端数

が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

対象費目	基準額	補助率
人件費、諸謝金、旅費、使用料及び賃借料、需用費（印刷製本費、消耗品等）、役務費（通信運搬費等）、委託費等	460万円	5 / 10

（申請手続）

第6条 都道府県知事は、補助金の交付を受けようとするときは、交付申請書（様式第1号）及びこれに添付する事業計画書を別途定める日までに長官に提出しなければならない。

2 前項の補助金の交付申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（交付対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に交付率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において、消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

（交付の決定及び通知）

第7条 長官は、前条第1項の規定による交付申請書の提出があったときは、書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、補助金を交付すべきものと認めるときは、提出期限の日の翌日から起算して原則として60日以内に交付決定及び必要な条件の付与を行い、交付決定通知書（様式第2号）により、都道府県知事に通知するものとする。

（交付申請の取下げ）

第8条 都道府県知事は、交付決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があることにより、補助金の交付申請を取り下げようとするときは、交付

決定の通知を受けた日から20日以内に交付申請取下届出書（様式第3号）を長官に提出しなければならない。

（計画変更、事業の中止又は廃止の承認）

第9条 都道府県知事は、本事業の内容の変更をするときは、あらかじめ変更承認申請書（様式第4号）を長官に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、総事業費の20%以内の増減であって、次の各号のいずれかに該当する軽微な変更は、この限りではない。

(1) 交付目的に変更をもたらすものではなく、かつ、本事業を実施する都道府県の自由な創意により、より効果的に交付目的の達成に資するものと考えられるもの

(2) 目的及び事業効果に直接関わりがない事業計画の細部の変更であるもの

2 長官は、前項の規定による変更承認申請書の提出があったときは、その内容を審査し、当該申請に係る変更の内容が適正であると認められるときは、交付決定の変更及び必要な条件の付与又は変更を行い、交付決定変更通知書（様式第5号）により都道府県知事に通知するものとする。

3 都道府県知事は、補助金の交付決定（前項の交付決定の変更を含む。）後の事情の変更により、本事業を中止又は廃止しようとするときは、中止又は廃止承認申請書（様式第6号）を長官に提出し、その承認を受けなければならない。

（契約等）

第10条 都道府県知事は、本事業の一部を他のものに委託により実施させる場合は、当該実施者との間でこの要綱の各条項を内容とする実施に関する契約を締結し、これを速やかに長官に届け出なければならない。

2 都道府県知事は、本事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、本事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不適當である場合は、指名競争に付し、又は随意契約をすることができる。

（事業遅延の報告）

第11条 都道府県知事は、本事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は本事業の遂行が困難となった場合には、速やかに事故報告書（様式第7号）を長官に提出し、その指示を受けなければならない。

（状況報告）

第12条 都道府県知事は、本事業の実施年度の第2四半期の末日現在において、事業状況報告書（様式第8号）を作成し、当該年度の10月20日までに長官に提出しなければならない。

2 長官は、前項に定める時期のほか、事業の円滑な執行を図るため必要があると認めるときは、都道府県知事に対して、本事業の状況報告を求めることができる。

（実績報告）

第13条 都道府県知事は、本事業を完了したとき（第9条第3項の規定に基づく事業の中止又は廃止の承認を受けたときを含む。）は、その日から起算して30日以内又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、実績報告書（様式第9号）を長官に提出しなければならない。

2 第6条第2項ただし書きの規定により交付の申請をした都道府県知事は、前項の報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかになった場合は、これを交付金額から減額して報告しなければならない。

（補助金の額の確定）

第14条 長官は、前条第1項の規定による実績報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る本事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容（第9条第2項に基づく承認をした場合は、その承認された内容）及びこれに付した条件に適合すると認められたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金の額の確定通知書（様式第10号）により都道府県知事に通知するものとする。

2 長官は、都道府県知事に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助

金の返還を命ずるものとする。

- 3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日（当該地方公共団体が当該補助金の返還のための予算措置について議会の承認を必要とする場合で、かつ、この期限により難しい場合は90日）以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

（消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還）

第15条 都道府県知事は、前条第1項の規定に基づく補助金の額の確定後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、消費税等仕入控除税額報告書（様式第11号）により速やかに長官に報告しなければならない。

- 2 長官は、前項の報告を受けた場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

- 3 前項の返還については、前条第3項の規定を準用する。

（補助金の支払）

第16条 補助金は、第14条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。ただし、真に必要があると認められる経費については、概算払をすることができる。

（是正のための措置）

第17条 長官は、第13条第1項の規定による実績報告を受けた場合において、補助金の交付決定の内容（第9条第2項に基づく承認をした場合は、その承認された内容）及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、これに適合させるための措置をとるべきことを都道府県知事に対して命ずるものとする。

（交付決定の取消し等）

第18条 長官は、第9条第3項の事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次の各号のいずれかに該当する場合には、第7条及び第9条第2項の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

- (1) 都道府県知事又は都道府県知事から本事業の委託を受けるものが、法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく長官の処分若しくは指示に違反した場合
- (2) 都道府県知事又は都道府県知事から本事業の委託を受けるものが、補助金を本事業以外の用途に使用した場合
- (3) 都道府県知事又は都道府県知事から本事業の委託を受けるものが、本事業に関して、不正、事務手続の遅延その他不適當な行為をした場合
- (4) 交付の決定後生じた事情の変更等により、本事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

2 長官は、前項の取消しをした場合は、交付決定取消通知書（様式第12号）により都道府県知事に通知するとともに、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

3 長官は、第1項第1号から第3号までの場合による取消しをした場合において、前項の返還を命ずるときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

4 第2項に基づく補助金の返還及び前項の加算金の納付については、第14条第3項の規定を準用する。

（財産の管理等）

第19条 都道府県知事は、本事業により取得し、又は効用の増加した財産については、本事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

2 本事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械、器具及びその他の財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定めている耐用年数を経過するまで、長官の承認を受けないで、本事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。

3 前項において、長官の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を国庫に納付させることができる。

(補助金の経理)

第20条 都道府県知事は、本事業の経理について本事業以外の経理と明確に区分してその収入及び支出を補助金調書(様式第13号)によって明らかにしておかなければならない。

2 都道府県知事は、前項の収入及び支出について、その支出内容の証拠書類又は証拠物を整備して前項の補助金調書とともに本事業の完了の日(事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日。以下同じ。)の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管しなければならない。ただし、本事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は減価償却資産の耐用年数等に関する省令で定めている耐用年数を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

3 都道府県知事は、第6条第1項の交付申請書、第9条第1項の変更承認申請書及び第13条第1項の実績報告書について、添付した事業の計画及び実施の内容の説明に必要な関係書類等とともに本事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管しなければならない。

(その他)

第21条 この要綱に定めるもののほか、その他必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月7日から施行する。

様式第1号

番 号
令和●年●月●日

警察庁長官 殿

■■■■知事 ●●●

令和●年度犯罪被害者等支援補助金（多機関ワンストップサービス体制の構築・運用
事業）交付申請書

見出しの件について、関係資料を添えて申請します。

令和●年度 犯罪被害者等支援補助金（多機関ワンストップサービス体制の構築・運用事業）事業計画書

1. 事業計画

令和●年度の運用予定期間	
参画予定機関	
根拠規定等	
情報共有に際しての情報管理の仕組み	
コーディネーターの人数 [※]	
コーディネーターの配置所属	
コーディネーター支援員の人数 [※]	
コーディネーター支援員の配置所属	

※ 常勤職員の専従者を1、兼務者・非常勤職員は本事業に係る稼働時間を勘案した数値として、全体を合計して算出すること。

例：常勤職員2人がそれぞれ稼働時間の半分、3/4を本事業に従事する場合：0.5人+0.75人=1.25人

例：勤務時間が常勤職員の半分の非常勤職員2人が専従で本事業に従事する場合：0.5人+0.5人=1人

2. 補助金の額の算出

(単位：円)

①支出予定額	②寄付金等その他の収入予定額	③差引額 (①-②)	④補助金所要額 (③×補助率)	⑤補助金算定基礎額	備考

【注1】①について、別途、単価、人数、件数、日数、時間、期間等が分かる積算資料を添付すること。

【注2】④補助金所要額には、③の額に補助率を乗じた額を記入すること。ただし、1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てること。

【注3】⑤補助金算定基礎額には、④及び基準額を比較して少ない額を記入すること。

令和●年度 犯罪被害者等支援補助金（多機関ワンストップサービス体制の構築・運用事業）積算資料

●●県

項目	予算額（円）	積 算 内 訳																								
		【記載例】																								
人件費	4,500,000	【記載例】	コーディネーター給与	1	人	×	4,500,000	円	×	1	×	1	×	1	年	×	1	×	1	×	1	×	1	×	1	
社会保険料	660,000	【記載例】	コーディネーター社会保険料	1	人	×	660,000	円	×	1	×	1	×	1	年	×	1	×	1	×	1	×	1	×	1	
旅費	96,000	【記載例】	コーディネーター通勤手当	1	人	×	8,000	円	×	1	×	1	×	12	×	1	×	1	×	1	×	1	×	1	×	1
旅費	111,600	【記載例】	犯罪被害者等訪問	2	人	×	620	円	×	1	×	1	×	1	×	1	×	90	回	×	1	×	1	×	1	
借料	216,000	【記載例】	PCレンタル	1	×	18,000	円	×	1	×	1	×	12	月	×	1	×	1	×	1	×	1	×	1	×	1
消耗品費	35,000	【記載例】	コピー代（用紙代含む）	1	×	35,000	円	×	1	×	1	×	1	×	1	×	1	×	1	×	1	×	1	×	1	
計	●●																									

※ 補助対象経費のみを記載してください。
 ※ 項目数に応じて、適宜、行を追加してください。

●●●知事 殿

警察庁長官 ●●●

犯罪被害者等支援補助金（多機関ワンストップサービス体制の構築・運用事業）交付
決定通知書

令和 年 月 日付け 第 号で申請のあった犯罪被害者等支援補助金（多機関ワンストップサービス体制の構築・運用事業）については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により下記のとおり交付することとしたので、法第8条の規定により通知する。

記

- 1 補助金の交付の対象となる事業（以下「事業」という。）は、犯罪被害者等支援補助金（多機関ワンストップサービス体制の構築・運用事業）交付要綱（以下「交付要綱」という。）第3条に規定する事業である。
- 2 事業に要する経費の額及び補助金の額は次のとおりである。
ただし、事業の内容が変更された場合において、事業に要する経費の額又は補助金の額が変更されるときは、別に通知するところによるものとする。

事業に要する経費の額	金	●千円
補助金の額	金	●千円
- 3 補助金の額の決定は交付要綱に定める交付額の算定方法により行われたものである。
- 4 この補助金は、交付要綱に規定する事項を条件として交付するものである。
- 5 この補助金の交付の決定の内容又は条件に不服がある場合における法第9条第1項の規定による申請の取下げをすることができる期限は、令和●年●月●日とする。

警察庁長官 殿

■■■知事●●

犯罪被害者等支援補助金（多機関ワンストップサービス体制の構築・運用事業）交付
申請取下届出書

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた見出しの補助金については、同交付の決定内容又は交付の決定に付された条件のうち、下記の事項について不服があるので、犯罪被害者等支援補助金（多機関ワンストップサービス体制の構築・運用事業）交付要綱第8条の規定により、同補助金 ●円の交付申請（令和 年 月 日付け 第 号）を取り下げます。

記

- 1 不服のある交付決定の内容又は交付の決定に付された条件
- 2 理由

様式第4号

番 号
令和●年●月●日

警察庁長官 殿

■■■知事●●

犯罪被害者等支援補助金（多機関ワンストップサービス体制の構築・運用事業）変更承認申請書

令和 年 月 日付け第 号で交付決定を受けた見出しの補助金について、事業の内容の変更を、別紙のとおり関係書類を添えて申請します。

●●●知事 殿

警察庁長官 ●●●

犯罪被害者等支援補助金（多機関ワンストップサービス体制の構築・運用事業）交付
決定変更通知書

令和 年 月 日付け 第 号で変更承認申請のあった犯罪被害者等支援補助金（多機関ワンストップサービス体制の構築・運用事業）については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「法」という。）第10条第1項の規定により、下記のとおり変更することとしたので、同条第4項において準用する法第8条の規定により通知する。

記

- この補助金の交付の対象となる事業（以下「事業」という。）は、犯罪被害者等支援補助金（多機関ワンストップサービス体制の構築・運用事業）交付要綱（以下「交付要綱」という。）第3条に規定する事業である。
- 事業に要する経費及びこの補助金の額は次のとおりである。
ただし、事業の内容が変更された場合において、事業に要する経費の額又は補助金の額が変更される時は、別に通知するところによるものとする。

事業に要する経費の額	金	円
変更後事業に要する経費の額	金	円
補助金の額	金	円
変更後補助金の額	金	円
補助金の差引増減額	金	円
- この補助金の額の決定は交付要綱に定める交付額の算定方法により行われたものである。
- この補助金は、交付要綱に規定する事項を条件として交付するものである。
- この補助金の交付の決定の内容又は条件に不服がある場合における法第9条第1項の規定による申請の取下げをすることができる期限は、令和●年●月●日とする。

警察庁長官 殿

■■■■知事 ●●●

犯罪被害者等支援補助金（多機関ワンストップサービス体制の構築・運用事業）事業
中止（廃止）承認申請書

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた見出しの補助金事業を中止（廃止）したいので、犯罪被害者等支援補助金（多機関ワンストップサービス体制の構築・運用事業）交付要綱第9条第3項の規定により、下記のとおり申請します。

記

- 1 中止（廃止）する事業内容
- 2 事業を中止（廃止）する理由
- 3 事業の再開の見通し（事業を中止する場合のみ）
 - (1) 中止期間 令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日
 - (2) 完了予定日 令和 年 月 日
- 4 添付書類
 - (1) 交付決定通知書の写し
 - (2) 事業の既実施部分と未実施部分の事業内容及び支出内訳が分かる資料

警察庁長官 殿

■■■■知事 ●●●

犯罪被害者等支援補助金（多機関ワンストップサービス体制の構築・運用事業）事故
報告書

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた見出しの補助金事業について、下記の事故が発生したので、犯罪被害者等支援補助金（多機関ワンストップサービス体制の構築・運用事業）交付要綱第11条の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 1 事故の内容及びその原因
- 2 補助金事業の現在の進捗状況
- 3 現在までに要した経費
- 4 事故に対してとった措置
- 5 補助金事業の遂行及び完了の予定
- 6 添付書類
上記の各項目が分かる資料

番 号
年 月 日

警察庁長官 殿

■■■■知事 ●●●

犯罪被害者等支援補助金（多機関ワンストップサービス体制の構築・運用事業）状況報告書

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた見出しの補助金事業の実施状況について、犯罪被害者等支援補助金（多機関ワンストップサービス体制の構築・運用事業）交付要綱第12条の規定により報告します。

記

1 事業の実施状況（令和 年 月 日現在）
別紙のとおり。

2 事業に要する経費の収支状況（令和 年 月 日現在）

事業に要する経費 （交付申請時）（A）	事業に要した経費 （報告時点）（B）	実施率 （B/A）
円	円	#DIV/0! %

コーディネーターが犯罪被害者等に特化した制度等以外の社会福祉制度等につないだ人数等 ^{※3}	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
障害年金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
新規利用につないだ人数														0
利用継続中の人数 ^{※5}														0
金額（千円単位） ^{※6}														0
遺族年金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
新規利用につないだ人数														0
利用継続中の人数 ^{※5}														0
金額（千円単位） ^{※6}														0
傷病手当金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
新規利用につないだ人数														0
利用継続中の人数 ^{※5}														0
金額（千円単位） ^{※6}														0
特別障害者手当	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
新規利用につないだ人数														0
利用継続中の人数 ^{※5}														0
金額（千円単位） ^{※6}														0
特別児童扶養手当/障害児福祉手当	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
新規利用につないだ人数														0
利用継続中の人数 ^{※5}														0
金額（千円単位） ^{※6}														0
介護休業給付	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
新規利用につないだ人数														0
利用継続中の人数 ^{※5}														0
金額（千円単位） ^{※6}														0
失業等給付	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
新規利用につないだ人数														0
利用継続中の人数 ^{※5}														0
金額（千円単位） ^{※6}														0
休業補償給付	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
新規利用につないだ人数														0
利用継続中の人数 ^{※5}														0
金額（千円単位） ^{※6}														0
児童扶養手当	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
新規利用につないだ人数														0
利用継続中の人数 ^{※5}														0
金額（千円単位） ^{※6}														0
生活保護	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
新規利用につないだ人数														0
利用継続中の人数 ^{※5}														0
金額（千円単位） ^{※6}														0
自立支援医療	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
新規利用につないだ人数														0
利用継続中の人数 ^{※5}														0
高額療養費制度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
新規利用につないだ人数														0
利用継続中の人数 ^{※5}														0
その他制度：														0
コーディネーターによる犯罪被害者等との連絡回数（犯罪被害者等から連絡を受けた場合を含む）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
電話														0
面接														0
メール														0
その他（ ）														0
支援調整会議の開催回数 ^{※7}														0
三者協議の開催回数 ^{※7}														0
コーディネーターによる市区町村への助言等の回数														0

※1 対応した犯罪被害者等の人数は、対応を開始した月に計上すること。

※2 故意による犯罪の被害に限る。

※3 制度等につないだ犯罪被害者等の人数は、支援を開始した月に計上することとし、同一類型中の複数の制度等による支援を行った場合は重複して計上すること。
 なお、「制度等につないだ」とは制度等を所管する関係機関・団体から実際に支援が提供されたと確認された状態を指し、その人数は支援が実際に提供された月に計上すること。

※4 都道府県警察による支援は計上しないこと。

※5 利用継続中の人数は、コーディネーターが検証等によって把握するものであり、その支援の対象（検証等の対象）となっている者のうち継続して制度等を利用中の者を指す。

※6 把握が困難な場合には、例えば当該制度の基準額や平均額等を用いるなど合理的な方法により概算で計上すること。

※7 一度の開催で複数人の対応を行う場合には、対応を行った人数分開催したもののみ計上すること。

2 その他コーディネーターの活動状況

【記載例】

- 関係機関・団体で構成される定例会に毎月参加。
- 警察庁が主催する研修に参加。
- 支援調整会議の円滑な運用のための関係機関・団体向け手引きの作成。

警察庁長官 殿

■■■■知事 ●●●

犯罪被害者等支援補助金（多機関ワンストップサービス体制の構築・運用事業）実績報告書

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた見出しの補助金に係る事業実績について、下記のとおり報告します。

記

1 事業実施内容
別紙及び添付資料のとおり。

2 経費の配分

事業に要する 経費（A+B）	負担区分				
	補助金（A）		その他負担（B）		
	円		円		円

3 添付書類

- (1) 当該年度の歳入歳出予算書（見込書）抄本
（当該補助金事業の支出額を備考欄に明記すること。）
- (2) その他参考となる資料
事業を委託して実施した場合は委託契約書の写し、事業を実施したことを説明し得る関係書類を添付すること。
また、交付申請書等の添付資料に変更があった場合は、当該資料を添付すること。

令和●年度 犯罪被害者等支援補助金（多機関ワンストップサービス体制の構築・運用事業）実績報告

1. 事業計画（結果）

令和●年度の運用期間	
参画機関	
根拠規定等	
情報共有に際しての情報管理の仕組み	
コーディネーターの人数 [※]	
コーディネーターの配置所属	
コーディネーター支援員の人数 [※]	
コーディネーター支援員の配置所属	

※ 常勤職員の専従者を1、兼務者・非常勤職員は本事業に係る稼働時間を勘案した数値として、全体を合計して算出すること。

例：常勤職員2人がそれぞれ稼働時間の半分、3/4を本事業に従事する場合：0.5人+0.75人=1.25人

例：勤務時間が常勤職員の半分の非常勤職員2人が専従で本事業に従事する場合：0.5人+0.5人=1人

2. 補助金の額の算出

(単位：円)

①支出額	②寄付金等その他の収入額	③差引額 (①-②)	④補助金所要額 (③×補助率)	⑤補助金交付決定額	⑥補助金受入済額
		0	0		

⑦交付金額	⑧精算額 (⑦-⑥)	備考
0	0	

【注】⑦交付金額には、④及び⑤を比較して少ない額を記入すること。

コーディネーターが犯罪被害者等に特化した制度等以外の社会福祉制度等につないだ人数等 ^{※3}	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0
障害年金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
新規利用につないだ人数														0
利用継続中の人数 ^{※5}														0
金額（千円単位） ^{※6}														0
遺族年金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
新規利用につないだ人数														0
利用継続中の人数 ^{※5}														0
金額（千円単位） ^{※6}														0
傷病手当金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
新規利用につないだ人数														0
利用継続中の人数 ^{※5}														0
金額（千円単位） ^{※6}														0
特別障害者手当	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
新規利用につないだ人数														0
利用継続中の人数 ^{※5}														0
金額（千円単位） ^{※6}														0
特別児童扶養手当/障害児福祉手当	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
新規利用につないだ人数														0
利用継続中の人数 ^{※5}														0
金額（千円単位） ^{※6}														0
介護休業給付	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
新規利用につないだ人数														0
利用継続中の人数 ^{※5}														0
金額（千円単位） ^{※6}														0
失業等給付	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
新規利用につないだ人数														0
利用継続中の人数 ^{※5}														0
金額（千円単位） ^{※6}														0
休業補償給付	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
新規利用につないだ人数														0
利用継続中の人数 ^{※5}														0
金額（千円単位） ^{※6}														0
児童扶養手当	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
新規利用につないだ人数														0
利用継続中の人数 ^{※5}														0
金額（千円単位） ^{※6}														0
生活保護	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
新規利用につないだ人数														0
利用継続中の人数 ^{※5}														0
金額（千円単位） ^{※6}														0
自立支援医療	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
新規利用につないだ人数														0
利用継続中の人数 ^{※5}														0
高額療養費制度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
新規利用につないだ人数														0
利用継続中の人数 ^{※5}														0
その他制度：														0
コーディネーターによる犯罪被害者等との連絡回数（犯罪被害者等から連絡を受けた場合を含む）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
電話														0
面接														0
メール														0
その他（ ）														0
支援調整会議の開催回数 ^{※7}														0
三者協議の開催回数 ^{※7}														0
コーディネーターによる市区町村への助言等の回数														0

※1 対応した犯罪被害者等の人数は、対応を開始した月に計上すること。

※2 故意による犯罪の被害に限る。

※3 制度等につないだ犯罪被害者等の人数は、支援を開始した月に計上することとし、同一類型中の複数の制度等による支援を行った場合は重複して計上すること。
 なお、「制度等につないだ」とは制度等を所管する関係機関・団体から実際に支援が提供されたと確認された状態を指し、その人数は支援が実際に提供された月に計上すること。

※4 都道府県警察による支援は計上しないこと。

※5 利用継続中の人数は、コーディネーターが検証等によって把握するものであり、その支援の対象（検証等の対象）となっている者のうち継続して制度等を利用中の者を指す。

※6 把握が困難な場合には、例えば当該制度の基準額や平均額等を用いるなど合理的な方法により概算で計上すること。

※7 一度の開催で複数人の対応を行う場合には、対応を行った人数分開催したもののみ計上すること。

2 その他コーディネーターの活動状況

【記載例】

- 関係機関・団体で構成される定例会に毎月参加。
- 警察庁が主催する研修に参加。
- 支援調整会議の円滑な運用のための関係機関・団体向け手引きの作成。

番 号
令和●年●月●日

●●●知事 殿

警察庁長官 ●●●

犯罪被害者等支援補助金（多機関ワンストップサービス体制の構築・運用事業）交付額確定通知書

令和 年 月 日付け 第 号で交付を決定した見出しの補助金事業については、令和 年 月 日付け 第 号事業実績報告に基づき交付額を次のとおり確定したので通知する。

交付額 金 円

警察庁長官 殿

■■■■知事 ●●●

犯罪被害者等支援補助金（多機関ワンストップサービス体制の構築・運用事業）に係る消費税等仕入控除税額報告書

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた見出しの補助金について、犯罪被害者等支援補助金（多機関ワンストップサービス体制の構築・運用事業）交付要綱（以下「交付要綱」という。）第15条第1項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- | | | |
|--|---|---|
| 1 交付要綱第14条第1項の規定による補助金の額の確定額
（令和 年 月 日付け 第 号による額の確定通知額） | 金 | 円 |
| 2 補助金の確定時に減額した消費税等仕入控除税額 | 金 | 円 |
| 3 消費税の申告により確定した消費税等仕入控除税額 | 金 | 円 |
| 4 補助金返還相当額（3の金額から2の金額を減じて得た額） | 金 | 円 |
| 5 添付書類
内訳資料その他参考となる資料 | | |

●●●知事 殿

警察庁長官 ●●●

犯罪被害者等支援補助金（多機関ワンストップサービス体制の構築・運用事業）交付
決定取消通知書

令和 年 月 日付け 第 号で交付を決定した見出しの補助金事業については、下記のとおり決定されたので、犯罪被害者等支援補助金（多機関ワンストップサービス体制の構築・運用事業）交付要綱第18条第2項の規定により通知する。

記

- 1 交付金額 金 円を取り消す。
- 2 事業に要する経費及びこの補助金の額は次のとおりとする。

事業に要する経費	金	円
交付決定額	金	円

- 3 取消の理由

様式第 13 号

令和 年度 所管

補 助 金 調 書

(都道府県)

国			地 方 公 共 団 体								備考
			歳 入			歳 出					
歳出予算科目	交付決定額	補助率	科目	予算現額	収入済額	科目	予算現額	うち補助 金相当額	支出済額	うち補助 金相当額	
	円			円	円		円	円	円	円	

(注)

- 1 「科目」欄には、歳入にあつては款、項、目及び節を、歳出にあつては款、項及び目をそれぞれ記載すること。
- 2 「予算現額」欄には、歳入にあつては当初予算額、補正予算額等の区分を、歳出にあつては当初予算額、補正予算額、予備費支出額、流用増減額等の区分を明らかにして記載すること。
- 3 「備考」欄には、参考となるべき事項を適宜記載すること。

犯罪被害者等支援補助金

(多機関ワンストップサービス体制の構築・運用事業) 実施要領

多機関ワンストップサービス体制の構築・運用事業に係る犯罪被害者等支援補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）に基づく補助金の交付に関する細部については、この要領に定めるものとする。

1 事業内容

交付要綱第3条の事業の内容は、多機関ワンストップサービス（個々の犯罪被害者等が支援を求める際に、都道府県、市区町村、都道府県警察、民間被害者支援団体といった犯罪被害者等支援に携わる機関・団体のいずれかに相談や問合せを行えば、相談等を受けた機関・団体を起点として、情報が集約され、関係する機関・団体が一体となって、犯罪被害者等が置かれた状況やニーズを踏まえた支援を積極的に提示・提供するもの）を実現するための以下の事業とする。

(1) 犯罪被害者等支援コーディネーターの配置・運用

個別事案に対応するに当たり、関係機関・団体からの情報集約、犯罪被害者等との面談、それらにより得た情報に基づく犯罪被害者等のニーズを踏まえた支援計画の検討・策定、支援のための関係機関・団体間の調整等、支援全体の総合的な調整を担う犯罪被害者等支援コーディネーター（以下「コーディネーター」という。）の配置・運用（配置・運用に向けた準備を含む）。

なお、コーディネーターは単独の職員が担う方法に限らず、複数の職員による分担又は部署・組織として当該機能を発揮することも可とする。

(2) 支援調整会議の開催

支援調整会議（都道府県が実施主体となって、都道府県（総合的対応窓

口及びコーディネーター)、犯罪被害者等が居住する市区町村(総合的対応窓口)、都道府県警察、民間被害者支援団体に加え、支援対象となる犯罪被害者等のニーズに対応した支援を提供できる機関・団体を参加者とした会議及びこれに準ずるものとして警察庁が認めるものをいう。以下同じ。)の開催。

2 事業の要件

交付要綱第3条の事業の実施に際しては以下の要件を満たすこと。

(1) 市区町村の参画

域内の市区町村が参画し、居住する犯罪被害者等に対し、生活を支援する各種制度・サービスを提供する仕組みを有すること。

(2) 支援調整会議の設置等

支援調整会議を設置し、犯罪被害者等のニーズを共有した上で、犯罪被害者等に提供する支援内容の検討・調整、支援計画の決定を行うほか、各機関・団体による支援提供開始後においても、支援状況の報告を定期的に受け、必要に応じて再度の検討・調整を行って支援計画の見直しを決定する仕組みを有すること。

なお、支援調整会議開催の要否は、コーディネーターが個々の犯罪被害者等に関し、その被害の種類・程度、犯罪被害者等の置かれた状況やニーズを総合的に勘案し、複数の機関・団体による複数の制度・サービスを提供する必要性等を見極め、判断するものとするが、開催しない場合においても適切な支援が実施されるようコーディネーターによる所要の調整を行う仕組みを有すること。

(3) 情報の集約・管理

犯罪被害者等からの相談等を受けた機関・団体からコーディネーターに情報が適切に集約される仕組みを有すること。

また、各機関・団体に対し情報共有を行うに際しては、当該機関・団体において適切な情報管理(使用の目的・方法に係る制限、保管の方法等)

が行われるための仕組みを有すること。

なお、情報管理に係る規程の整備に際しては、「犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律における犯罪被害者等早期援助団体に関する規定及び犯罪被害者等早期援助団体に関する規則の規定の内容並びに解釈及び運用上の留意事項について（通達）」（令和7年5月27日付け警察庁丙犯被発第8号）の別添2「情報管理規程に盛り込まれるべき内容及びその留意事項」を参考にすること。

(4) 中長期的な支援に対応するための情報の整理・保管

コーディネーターにおいて、多機関ワンストップサービスによる支援を終結した犯罪被害者等に関し、再度の相談等に適切に対応するために必要となる関係資料等を、支援終結の日の属する年度の翌年度の4月1日から起算して5年間保管すること。

(5) 犯罪被害者等への支援計画等の適切な説明・情報提供

支援計画案を策定した際には、コーディネーターにおいて、犯罪被害者等に対して適切に説明を行い、支援計画を決定するとともに、犯罪被害者等による支援計画の後日の確認等に資するよう、決定した支援計画を犯罪被害者等に交付すること。

3 委託

(1) 都道府県は、地域の実情に応じ、以下に掲げる事項を除き、適切と認めるものに本事業を委託し実施することができる。

ア 本事業を実施する上で必要となる関係機関・団体との事前調整、関連規定の整備・運用等。

イ 支援調整会議の開催に際し、関係機関・団体の招集（通知文発出）等、会議の実施主体としての役割（文書の発送、会議の運営等事務の委託は可とする）。

ウ その他本事業全体の企画及び立案並びに根幹に関わる執行管理。

委託を行う都道府県は、委託による事業実施及び委託先の選定に対して

責任を有し、委託先と密接に連携を図り、当該事業の実施状況の把握を行い、より効果的な事業となるよう取り組むとともに、事業全体の執行及び管理について、責任をもって実施すること。

(2) コーディネーターについては都道府県が自ら担うことが望ましいところ、委託する場合には、以下に掲げる事項を遵守すること。

ア 関係機関・団体と委託先との間において疑義・紛議が生じた場合、都道府県がその調整等を適切に行うこと。

イ 支援調整会議が長期間にわたり行われていないなど、多機関ワンストップサービス体制の運用状況に疑義が生じた際、必要に応じて個別の事案についての対応状況を都道府県が検証できる仕組みを設けるなど、本事業の円滑な実施に努めること。

(3) 委託先は、本事業の全部又は一部（資料の印刷製本、書類の郵送等事業の根幹に関わらない部分を除く）を第三者に再委託することはできない。

4 事業の検査等

(1) 警察庁長官は、本事業の適正を期するために必要があるときは、都道府県に報告若しくは資料の提出を求め、又は警察庁職員に事業場に立ち入り、帳簿書類等その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

(2) 警察庁長官は、(1)により、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、交付要綱又はこの要領の内容に適合しない事実が明らかになった場合には、都道府県に対して、事業の中止、変更若しくは廃止又は交付要綱若しくはこの要領の内容に適合させるための措置をとることを命ずることができる。